

かな指導を行う保護者指導支援員の配置に必要な経費を計上したところ（「保護者指導支援事業」（児童虐待防止対策支援事業））であり、こうした事業の活用も図り、保護者指導の強化に努められたい。（関連資料34（166頁））

③ 一時保護所の体制の充実について

一時保護所については、虐待相談件数の増加とともに保護人員、保護日数ともに増加傾向にあることから、一時保護中の子どもへの対応の充実のため、平成21年度予算（案）においては、

- 虐待を受けた児童等への心理的ケアの充実及びアセスメントの強化を図るため、一時保護所に配置する心理職員を常勤化（措置費）するとともに、
- 学習環境の充実のための教員OBの配置や、虐待を受けた子どもと非行少年等を一つの空間で生活指導する混合援助等からくるトラブルの軽減・即時対応のための警察官OBの配置、外国人対応のための通訳の配置など、一時保護所に入所している児童の状況に応じた協力員の確保を促進するため、「一時保護機能強化事業」（児童虐待防止対策支援事業）の補助基準額の改善（一律単価による補助から実施事業数に応じた補助（関連資料34（166頁））を図り、
- 一時保護所の定員不足の解消のため、「一時保護緊急整備計画」を策定した自治体に対する次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）の優先的採択を引き続き実施することとしているので、こうした補助事業の活用により、一時保護所の環境改善に努めていただきたい。

イ 市町村の体制強化について

① 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業の推進について

平成20年4月現在、生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）については、1,244（71.8%）の市町村で、また、育児支援家庭訪問事業については、800（45.4%）の市町村で取り組んでいただいているところである（いずれも次世代育成支援対策交付金内示ベース）。

改正児童福祉法により、これらの事業は、本年4月1日より、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」として法律に位置付けられるとともに、その事業の実施について市町村に努力義務が課

せられることとなる。これらは、乳児家庭全戸訪問事業等により、要支援家庭が早期に把握され、継続支援としての養育支援訪問事業等につなぎ、家庭の養育力の向上を図り、ひいては児童虐待等を予防することにつながる重要な事業であると考えており、全市町村における両事業の実施を図っていきたいと考えている

厚生労働省としては、先進的な自治体の取組等も参考としながら、事業の具体的な実施方法や支援計画の決定方法、専門職を含む訪問者の支援内容や研修方法などについて、市町村向けのガイドラインを策定するなどして、全市町村での両事業の実施を支援するとともに、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」（以下、「地域協議会」という。）との密接な連携を図り、市町村における虐待防止の仕組みが構築されるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えているので、都道府県におかれても、管内市町村への働きかけをお願いする。

なお、改正児童福祉法により、両事業は第2種社会福祉事業に位置付けられることから、事業の届出及び指導監督等についても留意していただきたい。

② 地域協議会の機能強化について

平成19年度に全国の市町村が対応した児童虐待に関する相談対応件数は5万件を超えており、児童相談所における相談対応件数と同様に増加している。一方、相談体制をみると市町村間の格差が大きく、専門職員の確保など、その体制強化等が課題となっている。

また、児童虐待による死亡事例をみると、市町村等が関与していたにもかかわらず、適切なリスク判断や児童相談所との連携ができずに児童が死亡に至った事例も存在する。こうした状況からも、市町村の児童家庭相談体制を強化するため、各地域の児童虐待防止対策の要となる地域協議会の機能強化を図ることが重要である。

平成20年4月現在、地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置率は、94.1%と増加したところであるが、未設置の市町村についても、平成21年度中に地域協議会を設置（虐待防止ネットワークからの移行を含む。）していただきたいので、都道府県におかれても、管内市町村への積極的な働きかけをお願いしたい。

また、改正児童福祉法の規定により、地域協議会の支援対象として、要支援児童及びその保護者並びに支援を特に必要とする妊婦も加えられたところであり、併せて、その調整機関に一定の専門性を有する職員を配置する努力義務が課されたところである。

そのため、平成21年度予算（案）においても引き続き、地域協議会に一定の専門性を有する職員を配置していくことなどを条件に調整機関職員等の研修などの専門性強化を図るための取組や乳児家庭全戸訪問事業等との連携を図る取組を支援する「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」（次世代育成支援対策交付金：平成22年度までの3年間）を措置しているので、これらも活用しながら地域協議会の機能強化に努めていただきたい。

また、改正児童福祉法において、新たに市町村職員の研修も都道府県の業務とされたことも踏まえ、都道府県等が「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金））を実施する際、市町村職員も対象に加えるなど活用をお願いする。

8. 社会的養護体制の拡充について

(1) 児童福祉法等の改正について

近年、社会的養護を必要とする子どもの数の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化・複雑化等が指摘されている中、平成19年11月に社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、報告書（以下「報告書」という。）がとりまとめられた。

これを踏まえ、改正児童福祉法に社会的養護体制の拡充のための具体的施策が盛り込まれているところである。

その具体的な事項については、関連資料35（182頁）のとおりであるが、原則平成21年4月より施行（次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画（後期行動計画）に社会的養護に関する体制整備に関する事項を盛りこむ部分のみ平成22年4月1日施行）するものであることから、1月8日に開催された都道府県児童福祉主管課長会議においても、政省令・告示案や施行に向けた事務手続きについてご説明したところであるが、引き続き、児童福祉主管課と関係部局において連携を図りつつ、施行の事務に遺漏なきよう準備をお願いする。

特に、施行日（平成21年4月1日）より前に都道府県における体制整備等が必要な事項として、

- ① 養育里親の研修に関して、里親に対する見直しの内容の周知や研修の実施
- ② 被措置児童等虐待の予防に関して、各都道府県内の関係部局（社会的養護施設を所管する部局、障害児の施設を所管している部局など）の連携体制や通告等があった場合の具体的な対応等の体制をあらかじめ定めることや都道府県児童福祉審議会の体制整備などが想定され、いずれも準備を進めていただいているところとは思うが、引き続き準備をお願いする。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき策定される都道府県行動計画（後期行動計画）についても、平成22年度以降の計画の策定のため、昨年、社会的養護ニーズ調査を実施したところであるが、この結果を速やかにとりまとめ、計画策定のための詳細を近いうちにお示しする予定にしており、追って対応をお願いすることとなるため、ご承知おきいただきたい。

今般成立した改正児童福祉法は、報告書において先行してまず取り組むべき具体的な施策に対応したものであるが、同報告書では「施設機能の見直し」として一節が設けられ、

- ① 子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう現行の施設類型のあり方を見直すとともに人員配置基準や措置費の算定基準の見直し等を含めてケアの改善に向けた方策を検討すること
- ② このような見直しを具体的に進めるためには、必要な財源の確保が不可欠であるとともに、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析し、その結果を十分に踏まえて検討する必要があること

が提言されている。

これを踏まえ、平成19年度に施設の全体的な現状について調査を実施したところであるが、本年度においても引き続きケアの現状を詳細に把握するための調査を実施しているところであり、都道府県におかれても、このような趣旨をご理解いただくとともに、ご承知おきいただき、ご協力をお願いしたい。

(2) 里親制度の改正等について

虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。里親制度は、そのような観点から、社会的養護の諸施策の中でも極めて重要なものの一つであり、その拡充を図る必要がある。

このため、改正児童福祉法等により、

- ① 社会的養護の担い手としての「養育里親」を養子縁組を前提とした里親と区別し、養育里親について研修を義務づける等の里親制度の見直しとあわせ、里親手当を大幅に引き上げることとした

【里親手当の改善内容】

[養育里親手当の改善] 月額 34,000円 → 72,000円
(2人目以降は1人あたり 36,000円)

[専門里親手当の改善] 月額 90,200円 → 123,000円
(2人目は 87,000円)

- ② 平成20年度から予算事業として実施している、里親に対する相談支援等の業務を施設やNPO等に委託して総合的に行う「里親支援機関事業」を法定化したところである。